

# 4月1日から 市役所の担当窓口が変わります

市では、市民の皆さんの利便性向上と事務の効率化を図るため、市役所の担当窓口を表のとおり変更します。このことに伴い、母子保健係が市役所からあ

## ○担当窓口の変更内容

改正後	改正前	改正の内容等
子ども家庭支援センター ・母子保健係	健康課 ・母子保健係	母子保健業務の効率化を推進するため、健康福祉部健康課母子保健係を子ども家庭部子ども家庭支援センターに移します。
生活福祉課 ・生活福祉係 (母子・父子自立支援及び女性相談担当)	子ども家庭支援センター ・相談係 (母子・父子自立支援及び女性相談担当)	相談体制の充実のため、子ども家庭部子ども家庭支援センター相談係(母子・父子自立支援及び女性相談担当)を健康福祉部生活福祉課生活福祉係に移します。
市長公室 ・移住・定住担当(新設)	市長公室	本市への移住を促進するため、「移住・定住相談窓口」を開設します。
商工振興課 ・商工振興係	契約管財課 ・契約管財係	地域活性化を推進するため、「ふるさと納税」に関する事務を商工振興課に移します。
観光まちづくり推進課 ・観光まちづくり推進係	市長公室	観光施策の強化のため、撮影支援(フィルムコミッション)に関する事務を観光まちづくり推進課に移します。

## ○事務室の移転等

子ども家庭支援センター ・母子保健係	あきる野ルピア2階	←	市役所4階北側
生活福祉課 ・生活福祉係 (母子・父子自立支援及び女性相談担当)	市役所3階南側	←	あきる野ルピア2階
市長公室 ・移住・定住担当	市役所5階北側	←	【新設】

## 認知症予防教室「頭シャキッと教室」参加者募集



認知症予防に必要な脳トレや体操を楽しくマスターしましょう

う。頭と体を同時に使うことで、「脳」は元気にシャキッとします。

- ▽日時 4月25日から7月11日までの毎週火曜日 午後2時〜4時(全12回)
- ▽場所 五日市フラインプラザ 第1、2研修室
- ▽内容 脳トレ、体操、健康ミニセミナー、ウォーキング、体力測定
- ▽申し込み・問合せ 高齢者支援課高齢者支援係(直通558・1953)

## 納税などには便利な口座振替をご利用ください

- ▽講師 健康運動指導士など
- ▽対象 市内在住の65歳以上の方
- ▽定員 15人(申込み順)
- ▽持ち物など タオル、飲み物、筆記用具、動きやすい服装・室内履き
- ▽費用 無料
- ▽申込み方法 3月16日(木)から31日(金)までに電話で申し込んでください。

## 秋留野広場 バスケットゴール リニューアルオープン しました

一般用ゴールに加え、小学生以下の子ども達も利用できるジュニア用ゴールを設置しています。みんなで気持ちよく楽しめるように、ルールを守り利用してください。

- ▽場所 秋留野広場(秋川1-10)
- ▽問合せ 管理課公園係



## 国民年金・国民健康保険の 手続きをお忘れなく

4月は、就職や退職に伴う異動手続きが多い時期です。国民年金や国民健康保険の手続きが必要になる場合がありますので、確認をお願いします。

### 国民年金からのお知らせ

- 届出・問合せ 保険年金課年金係
- 五日市出張所市民総合窓口係(届出のみ)
- 青梅年金事務所(☎042・8・30・3410)

### 国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の加入・脱退や住所が変わったときなどは、届出が必要です。変更の日から14日以内に届出してください。別世帯の方が届出をする際は、委任状が必要です。

- ▽内容 表のとおり
- ▽郵送でも手続きができます 職場の健康保険をやめたときや職場の健康保険に加入したとき等の届出は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、郵送でも手続きできます。表の「手続きに必要なもの」と異動届を同封し郵送し

※別世帯の方が届出をする場合は、委任状 ※保険料免除を申請する方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー可)

国民健康保険の届出が必要な場合	手続きに必要なもの
・職場の健康保険に加入したとき ・被扶養者になったとき	・国民健康保険証・職場の健康保険証 ・マイナンバーが分かるもの
・職場の健康保険をやめたとき ・被扶養者から外れたとき	・職場の健康保険資格喪失証明書 ・マイナンバーが分かるもの ・本人確認ができる書類(運転免許証など)
・他の市町村に転出するとき ・市内転居するとき	・国民健康保険証 ・マイナンバーが分かるもの ・本人確認ができる書類(運転免許証など)

## 「年金手帳」を紛失された方には 「基礎年金番号通知書」を発行します



年金を受給している方は、「年金証書」が「基礎年金番号通知書」の代わりとなりますので、申請は必要ありません。

令和4年4月から、「年金手帳」は「基礎年金番号通知書」に切り替わりました。

「年金手帳」を紛失された方は、「基礎年金番号通知書」の交付申請ができますので、希望する場合は、お問い合わせください。

- ▽「年金手帳」は、引き続き、「基礎年金番号を確認する書類」として利用できるので、大切に保管してください。
- ▽持ち物 マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証などの本人確認書類)
- ▽申請・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)